

I 居 住 環 境

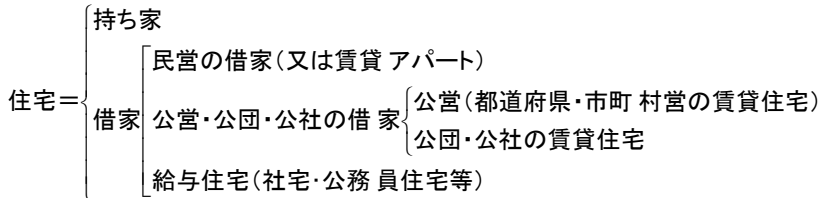
I-1 住宅の数

I-1-1住宅に住む世帯数 I-1-2持ち家世帯数 I-1-3借家世帯数：公営・公団・公社住宅，民営住宅， 給与住宅

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

○住宅の所有関係

人が居住する住宅について，その所有の関係を次のとおり区分している。



※持ち家……そこに居住している世帯が所有している住宅。

※借家……そこに居住している世帯以外の者が所有，又は管理している住宅。

なお，間借りの世帯を除いているので，持ち家と借家の合計と住宅に住む世帯数は一致しない。

I-2 公害

I-2-1公害苦情受理件数

資料元 茨城県環境対策課「公害苦情等の概要」

資料元について

- 公害苦情等の概要……全県・各県民センター・市町村の取扱機関別に，又，公害苦情の種類別に受理・処理件数が集計されている。

I-2-1 公害苦情受理件数

苦情受理件数とは，以下の公害について苦情を受理した件数である。

大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭 廃棄物等

I-3 水道

I-3-1給水人口

資料元 茨城県生活衛生課「茨城県の水道」

資料元について

- 茨城県の水道……各年度末現在，認可を受けている上水道，簡易水道，専用水道について調査している。

I-3-1 給水人口

上水道（計画給水人口が5，001人以上），簡易水道（計画給水人口が5，000人以下）及び専用水道（計画給水人口が101人以上で，寄宿舎，社宅，診療所，団地等に給水するもの）を合計した給水人口で，各年度末における住民基本台帳登録人口のうち，実際に給水を行っている人口をいう。

I-4 下水道

I-4-1排水区域面積 I-5-2排水区域人口 I-5-3処理区域面積

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

《下水道について》

ここでは，下水道として，「公共下水道」を計上している。「公共下水道」とは，主として1つの市街地を単位として設置され，下水（汚水又は雨水）を排除し，独自に有する終末処理場で処理するか，又は流域下水道に接続してその終末処理場で処理するものである。汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式と，汚水と雨水を別々の管渠で排除し，汚水のみを終末処理場で処理する分流式とがある。

I-4-1 現在排水区域面積，I-5-3 現在処理区域面積

下水道法第9条の規定により，供用の開始が公示された区域の面積をいう。

I-4-2 現在排水人口

下水道法第9条の規定により供用の開始が公示された区域内の人口をいう。

I-5 し尿処理

I-5-1 処理人口 I-5-2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

I-5-1 処理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にし尿の収集が行われている範囲の人口である。

I-5-2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、し尿の収集量である。

I-6 ごみ処理

I-6-1 処理人口 I-6-2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

I-6-1 処理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にごみの収集が行われている範囲の人口である。

I-6-2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、ごみの収集量である。

I-7 小売店

I-7-1 小売店数：衣料品店数、食料品店数、飲食店数 I-7-2 小売店売場面積

資料元 茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査） 総務省統計局「経済センサス」

I-7-1 小売店数

本書では、日本標準産業分類による小売業の民営の事業所とした。

○衣料品店数、食料品店数

それぞれ、日本標準産業分類による「繊維・衣服・身のまわり品小売業」、「飲食料品小売業」に相当する事業所である。

○飲食店数

日本標準産業分類による「一般飲食店」に該当する事業所である。一般飲食店には、一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店がある。

I-7-2 小売店売場面積

小売業商店が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、畳（製造・非製造）小売業、新聞小売業及びガソリンステーションを除く。

I-8 サービス関係店舗

I-8-1 金融機関店舗数 I-8-2 金融機関店舗数（郵便局含む） I-8-3 理容・美容店数

I-8-4 クリーニング店数

資料元 社団法人茨城県銀行協会資料 茨城県信用農業協同組合連合会資料 茨城県信用漁業協同組合連合会資料 茨城県内各保健所資料

I-8-1, I-8-2 金融機関店舗数

ここで金融機関店舗として含めたものは、全国銀行（都市銀行、地方銀行、信託銀行）、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び水産業協同組合の数である。ただし、農業協同組合及び水産業協同組合については、信用事業を営むものについてのみ含めた。なお、本書では、実態として金融機関とみられる郵便局（預金取扱局）を含めた場合も別途計上した。

I-8-3 理容店・美容店数

理容師法、美容師法による理容所と美容所の施設数である。

I-8-4 クリーニング店数

クリーニング業法によるクリーニング所の施設数である。受け渡しのみを行う取次所も含んでいる。

I - 9 道路

I-9-1 道路実延長：主要道路実延長（#一般国道，#主要地方道，#一般県道）

市町村道実延長

I-9-2 舗装延長：主要道路，市町村道

資料元 茨城県道路維持課「道路現況調査」及び同課資料

資料元について

●道路現況調査……道路法の適用される高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道について，毎年4月1日現在の状況を調査したものである。

I-9-1 道路実延長

各路線ごとに計測された距離の合計であるが，複数の路線が重複している場合，その重複区間の距離を除いたものが実延長であり，未供用分の延長及び渡船施設の延長分が含まれない。なお，道路とは，道路法という一般交通の用に供する道で，高速自動車国道，一般国道，主要地方道，一般県道及び市町村道をいう。

ただし，本書では，高速自動車国道は含めてない。

なお，トンネル，橋，道路用エレベーター等道路と一体となって効用を全うする施設は含まれるが，農道，林道はここでは道路に含まれていない。

○主要道路実延長

本書では，一般国道と主要地方道及び一般県道を主要道路とし，これらの実延長の合計をもって主要道路実延長とした。

1-9-2 舗装延長

舗装道路とは，アスファルト系舗装（高級・簡易）及びセメント系舗装の道路をいい，舗装されている部分の実延長をもって舗装道路実延長とした。また，主要道路は，上に記載した内容と同じである。

I - 10 自動車

I-10-1 保有自動車数：乗用車数（#自家用乗用車数），軽自動車数

資料元 関東運輸局茨城運輸支局資料 自動車検査登録協会の「市区町村別自動車保有車両数」 全国軽自動車協会連合会の「市区町村別軽自動車車両数」

I-10-1 保有自動車数，軽自動車数

保有自動車数とは，自動車保有車両数にいう「登録自動車」「二輪自動車」及び「軽自動車」の合計をいう。

なお，保有自動車とは，道路運送車両法第4条に規定する登録自動車及び同法第60条，第97条の3の規定により車両番号の指定を受けた小型二輪自動車，軽自動車のことである。

また，市町村の合計値が県値に一致しないのは，県値に住所不明分を加算しているためである。

○乗用車数，自家用乗用車数

乗用車とは，自動車保有車両数にいう「乗用車」をさし，そのうち自家用のものを自家用乗用車という。

なお，乗用車数，自家用乗用車数には，軽自動車の自家用分は含めていない。

I - 11 通信

I-11-1 郵便：郵便局数

資料元 郵便局株式会社関東支社資料

I-11-1 郵便局数

直営郵便局，簡易郵便局の合計数である。